単　位　事　務　名	
復　　職	
根拠及び参考法令	地方公務員法　【地公法】 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例　【分限条例】 県立学校事務処理要領　【事務処理要領】
項　目	処　理　方　法
復職の意義	○休職中の職員が職務へ復帰することである。
復職の条件と手続き	１　地公法第２８条第２項第１号及び分限条例第１条の２の規定に該当して休職となっている場合で，休職の事由がなくなったときは，休職期間中であっても復職する (1)　勤務に復帰しようとするときは，復職願（第２２号様式）（事情及び期日を記したもの）に必要な書類を添えて校長を経て原則として発令希望日の３０日前までに，教育長に提出しなければならない。 　この場合，結核性疾患の場合は，学校職員等復職（結核）診断書（別記第２３号様式）を，その他の疾患の場合は，学校職員等復職（結核外）診断書（別記第２４号様式）又は健康診断結果通知書（鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会の答申に基づき教育長が発行する通知書をいう。）の写しを添える。 (2)　校長は，復職申請書（第２１号様式）に，復職関係書類を添えて原則として発令希望日の３０日前までに，教育長に提出しなければならない。 【事務処理要領第１４条第１項】 ※様式については職コミ-「文書管理」-「教職員課」-「県立学校人事管理係」に掲載

項　　目	処　　理　　方　　法
	（注） ○ 地公法第２８条第２項第１号の規定とは， 「心身の故障のため，長期の休養を要する場合」である。 ○ 分限条例第１条の２の規定とは， (1)　学校，研究所その他これらに準ずる公共的施設において，その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査，研究又は指導に従事する場合 (2)　外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより，その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合 (3)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合 である。
育児休業からの職務復帰	育児休業からの職務復帰については，「育児休業」の項を参照